

日本共産党を代表しまして、議案第 10 号野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場で討論いたします。

この議案は、昨年の通常国会でデジタル改革関連法が強行され、9月にはデジタル庁が発足し、年末にはデジタル社会の実現に向けた重点計画を閣議決定したものであります。安倍、菅政権の路線を、岸田政権も継承しさらに進めようとしているものです。データが競争力の源泉だとしてデータ利活用を成長戦略と位置づけ、利用しやすい仕組みづくりを進めてきました。これは経済界からの要望でもあります。

ここでいうデジタル改革関連法は、国、自治体等の行政機関は国内最大のデータ保有者だとして、行政保有の個人データを企業に開放し、企業の利益につなげるためのものでした。

国、自治体が保有する個人情報とは公権力を行使して取得、申請・届出に伴い義務として提出されるもので、多岐にわたる膨大な情報量です。この行政保有の個人データまで官業の開放の対象にしようとの狙いです。

日本共産党は、政府が進めるデジタル改革、特に行政のデジタル化の問題点は、①プライバシー侵害の拡大、②住民サービスの後退、③マイナンバー制度の拡大、④官民癒着の拡大の問題があるとの理由で反対した経緯があります。

デジタル改革関連法で、各自治体の個人情報保護条例は法の範囲内で独自の保護措置を最小限で許容することとしたため、今後の条例づくりに縛りがかけられます。しかし、今後の条例で許容される独自の保護措置は、要配慮個人情報の対象の上乗せや手数料や処理機関等といった意見を聴取する審議会の設置など、極めて限定されたものとなっています。

自治体独自の運用の余地を狭め、国の個人情報保護委員会に自治体の条例づくりにも口を挟める仕組みが盛り込まれたものです。これは自治の根幹である条例制定が否定されかねない地方自治への介入ともいえるべきものです。

法の施行は2段階となっており、今回の議案はその第1段階となる内容であります。

以上のことから議案第 10 号野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について反対といたします。